

## ◇ 盛土規制法についてのQ &amp; A

**Q1. 盛土規制法による規制はいつから始まりますか？**

相模原市では、規制区域を指定する令和7年4月1日から盛土規制法による規制を開始する予定です。

**Q2. 規制区域の範囲はどうすればわかりますか？**

相模原市内は全域が盛土規制法の規制区域になります。詳細な範囲は相模原市のホームページで確認することができます。

**Q3. 盛土規制法の規制が始まると、どのような手続きが必要になりますか？**

盛土や切土、擁壁の設置などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意が必要です。

**Q4. 土地を買うとき、不動産屋から盛土規制法に関する説明がありますか？**

規制区域内で不動産取引を行う場合は、重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されます。

**Q5. 許可を受けている盛土工事は、どのように見分けられますか？**

許可された盛土工事は相模原市のホームページで公表されるほか、工事中は現場に標識が設置されます。

**Q6. 以前から近くの山中に盛土がありますが、危険ですか？**

盛土に割れが出ている、盛土から水が大量にしみ出している、といった現象がみられる場合は注意が必要です。  
まずは、相模原市役所の開発調整課までお知らせください。

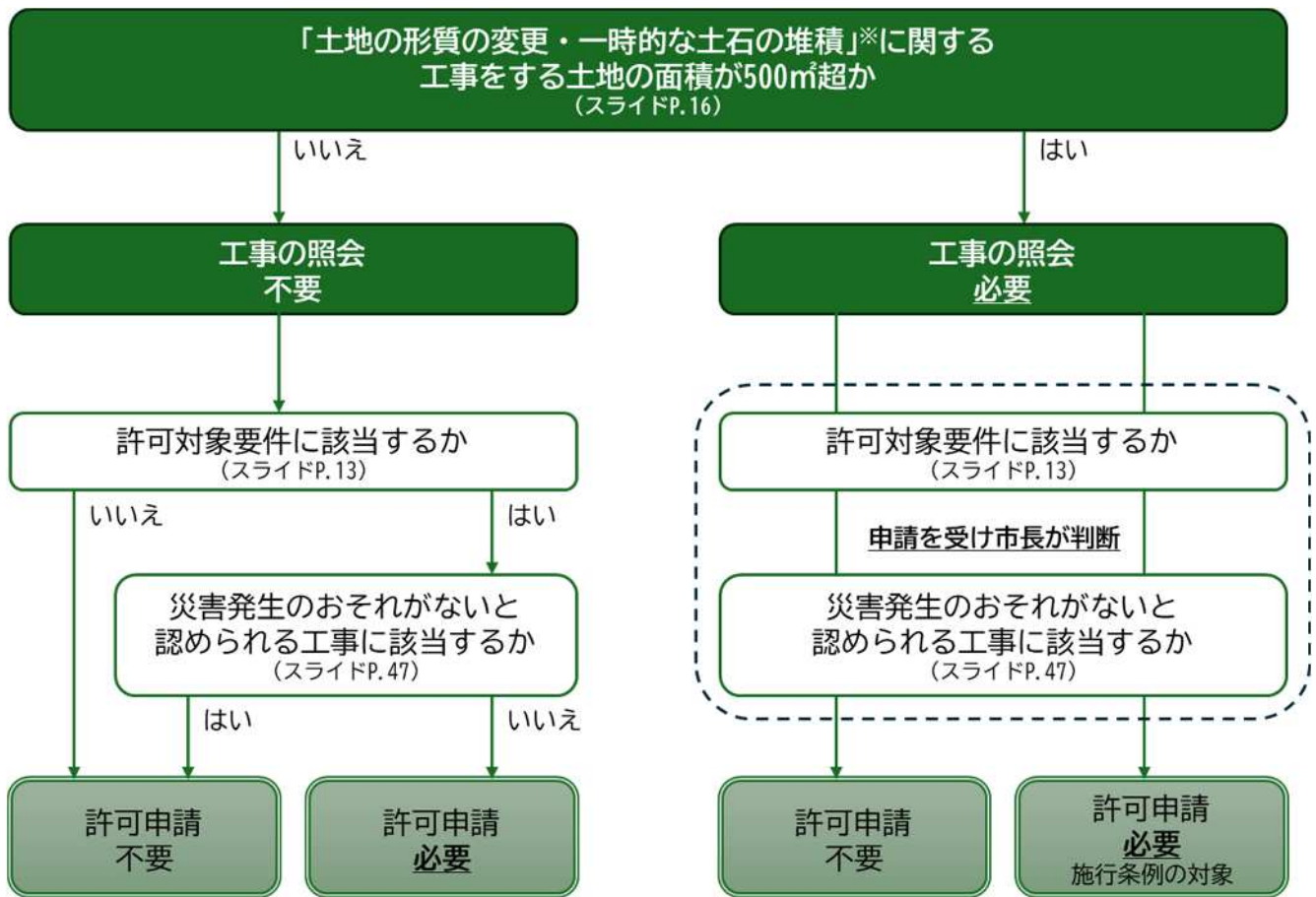
**Q7. 許可の手続きが必要な工事かどうか相談できますか？**

盛土等に関する工事を計画している場合は、相模原市役所の開発調整課で事前相談することができます。  
工事をする土地の面積が500㎡を超える場合は、相模原市長あてに工事の照会を申請する必要があります。

**Q8. 工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？**

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可不要となります。  
ただし、工事をする土地の面積が500㎡を超える場合は、相模原市長あてに工事の照会を申請する必要があります。

◇ 盛土規制法及び施行条例の許可申請手続きの要否



※「土地の形質の変更・一時的な土石の堆積」に該当しない行為 (スライド P.46)

- 1) 都市計画法第29条の開発許可を受けて行う行為
- 2) 公共施設用地で行う行為
- 3) 農地及び採草牧草地において行われる通常の営農行為
- 4) グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等で、厚さが30cm以下の盛土又は切土のみを行う行為
- 5) 建築物又は工作物の建築若しくは築造又は解体をするために行う掘削又は埋戻し等で、地盤の標高差を変更することを目的としない盛土又は切土のみを行う行為